【記載例～競り売りの届出】

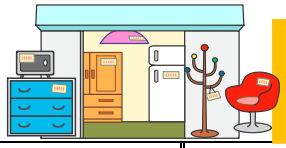

3日前までに届出が必要です。中3日で、土日祝を数えますが、平日執務時間中に提出が必要です

郵送では受理できません

別記様式第１０号（第８条関係）

資料区分	１７		受理年月日	5. 令和						
受理警察署		（　　署）								

競り売り届出書

※窓口で提出する時に記載してください。

古物営業法第１０条第１項の規定により競り売りの届出をします。

↓

年　月　日

↓　競り売りを行う場所を管轄する公安委員会を記載

大阪府　公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

大阪市阿倍野区阪南町〇丁目〇番〇号

株式会社ＹＡＭＡＤＡ　代表取締役　山田　太郎

許可証番号	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
許可年月日	3. 昭和 (4.) 平成 5. 令和	＊＊年 ＊＊月 ＊＊日
氏名又は名称	(フリガナ) ヤマダ	
	(漢字) 株式会社ＹＡＭＡＤＡ	営業所以外で競り売りをするには「行商する」の届出が必要です

日時	5. 令和 ＊＊年 ＊＊月 ＊＊日［から 5. 令和 ＊＊年 ＊＊月 ＊＊日まで］ 午前 １時００分から (午後)　午前 ３時００分まで (午後)	
場所	都道 大阪(府)県 市(区) 大阪市阿倍野町村	開催場所を管轄する警察署（　　署）
	阪南町〇丁目〇番〇号　株式会社ＹＡＭＡＤＡ	

記載要領

1　最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。

2　数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

届出は、「競り売りを行う場所を管轄する警察署」及び「競り売りの場所の都道府県に営業所がない場合は、他の都道府県にある営業所を管轄する警察署」のいずれかです。